

公害等調整委員会公示第三号

渡良瀬遊水池関係鉷区禁止地域指定請求の変更

渡良瀬遊水池関係鉷区禁止地域指定請求（昭和四十九年十一月十八日公害等調整委員会公示第三十二号）の一部について、国土交通大臣から変更の請求があったので、鉷業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第十二条第二項及び鉷業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第七条の規定により、次のとおり公示する。

平成十五年七月三十一日

公害等調整委員会委員長 加藤 和夫

一 第二項地域の所在地を次のように改める。

二 地域の所在地 栃木県下都賀郡藤岡町・同郡野木町、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県北埼玉郡北川辺町地内

二 第四項地域の境界の表示の表を次のように改める。

境界点 の番号	位置		備考
	座標 X (+)メートル	座標 Y (-)メートル	
1	二一、九六九	一三、四四五	十法 号（昭 示）に 基 づ く 新 平 面 座 標 系 は、 二 十 六 年 法 律 第 百 八 十 号 に 基 づ く 新 平 面 座 標 系 は、 二 十 六 年 法 律 第 百 八 十 号 に 基 づ く 新 平 面 座 標 系
2	二二、二四二	一三、九〇七	

9	8	7	6	5	4	3	9 座標による。
二二、一九八	二三、五六八	二四、七	二六、一六七	二五、九六三	二三、九一四	二三、一六四	
一三、一四六	一二、五一九	一二、六三六	一三、七九三	一六、一四二	一五、六五	一五、〇九〇	

三 第五項地域図を次のように改める。

(新しい地域図)

四 第六項 地域の面積を次のように改める。

一、〇〇〇・四三ヘクタール

五 第七項 請求の理由の要旨(一)、(二)及び(四)を次のように改める。

(一) 請求地域は、渡良瀬川の利根川への合流点付近に設けられた渡良瀬遊水池地内の

渡良瀬貯水池周辺の地域である。渡良瀬貯水池は、同遊水池の主要な設備として、面積約四五ヘクタール、総貯水量二、六四万立方メートルの多目的貯水池である。

(二) 首都圏における水需要の急激な増加にかんがみ、利根川の豊水時に余剰水を貯留し、渇水時に同川に補給を行って、近年慢性化しつつある渇水に対処するとともに、

洪水対策、流水の正常な機能の維持・増進及び都市用水の確保を図るため、第一調節池の一部を掘削して、渡良瀬貯水池を設ける計画である。

(四) 請求地域内で鉱業権が設定され、鉱物の掘採が行われるならば、地下の不透水層が損傷され、漏水のため、周辺の地下水位の低下や地盤沈下を引き起こし、渡良瀬貯水池の保全に重大な支障を与えるおそれがあるので、鉱区禁止地域の指定を請求するものである。

#### 六 第八項 審問の申出等を次のように改める。

(一) 本件に関し、審問を受けようとする者（土地所有者、土地に関して権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人その他の利害関係人）は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則第八条の規定により、その氏名、職業、住所並びにその述べようとする意見の要旨及びその理由を記載した文書を平成一五年九月八日（月）までに、東京都千代田区霞が関三丁目一番一号中央合同庁舎第四号館内公害等調整委員会に提出されたい。

審問についての詳細は、追って本人に通知する。

(二) 公聴会の開催

(1) 期日 平成一五年一月七日（火）午後一時三十分

(2)

場所 東京都千代田区霞が関三丁目一番一号中央合同庁舎第四号館内

公害等調整委員会公聴会会場

(3)

その他

ア 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則第三条第一項の規定により、その氏名、職業、住所及びその述べようとする意見の要旨を記載した文書を、平成一五年九月八日(月)までに、東京都千代田区霞が関三丁目一番一号中央合同庁舎第四号館内公害等調整委員会に提出されたい。

イ 出席者については、申し出た者及びその他の者のうちから公害等調整委員会が選定し、その旨本人に通知する。